

| | |
|-------------------------------------|---|
| ① 件名 | 東日本大震災に係る災害援護資金の申請期限の延長について |
| ② 施策等を必要とする背景及び目的（理由） | <p>【背景】 災害援護資金の申請期限については、当初期限から1年間延長し、平成31年3月31日までとされていたが、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令」の一部改正により、更に1年間延長される見通しとなった。</p> <p>【目的】 災害援護資金の申請期限を延長することで、被災者の生活再建に資するもの。</p> |
| ③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性 | <p>【根拠法令】 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年5月2日政令第131号） 災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年4月1日条例第136号） 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（平成17年4月1日規則第78号）</p> <p>【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無】 又は 【個別計画との整合性】</p> |
| ④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。） | 平成30年3月 災害援護資金の申請期限の1年間延長 |
| ⑤ 主な内容 | <p>【申請期限の延長】 災害援護資金の申請期限を「平成31年3月31日」から「平成32年3月31日」までとし、1年間延長するもの。</p> |
| ⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。） | <p>【影響・効果】 被災者の生活再建に資するもの。</p> <p>【財源措置】 平成31年度当初予算額 51,000千円（貸付見込件数20件、貸付平均額2,550千円） 貸付原資負担 国2/3、宮城県1/3</p> |
| ⑦ 他の自治体の政策との比較検討 | 東日本大震災により被災した市町村は同様の取扱いとなる。 |
| ⑧ 今後の予定及び施行予定年月日 | <p>平成31年2月 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令の公布 （平成31年4月1日施行）</p> <p>3月末 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部改正 （平成31年4月1日施行）</p> <p>4月～ ホームページ、市報により周知</p> |
| ⑨ その他 | <p>【災害援護資金概要】</p> <p>(1) 貸付限度額：350万円（り災の程度に応じて貸付限度額に定めがある。）</p> <p>(2) 貸付実績（平成30年度）：6件、14,100千円を貸付（平成30年12月末現在）</p> <p>(3) 貸付残高：2,601件、約49億7千万円（平成30年12月末現在）</p> |